

勝島団地分譲要領

1 申込資格

- (1) 飯塚市内外の居住を問いません
- (2) 自ら居住するための住宅を建築するために宅地を必要とする人
- (3) 次に掲げる事項に該当する人は申込みすることができません。
 - ① 契約を締結する能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ていない者
 - ③ 市（又は町・村）税等に係る徴収金に滞納が有る者
 - ④ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する者

2 申込に必要なもの

- (1) 宅地分譲申込書
- (2) 住民票（世帯全員のもの）
- (3) 印鑑（認印で可）
- (4) 納税証明書（未納税額がない証明書）

3 申込方法

- (1) 申込必要書類は必ず本人若しくは家族が持参してください。
 - (2) 受付は飯塚市役所住宅政策課で行います。
- ※ 郵送、電話等による申込は、受付いたしません。

4 分譲決定について

- (1) 分譲申込者が1区画につき1名の場合は、その申込者を譲受人と決定いたします。
- (2) 分譲申込者が1区画につき2名以上の場合は、公開抽選により譲受人を決定いたします。

5 契約の締結までに必要なもの

- (1) 譲受人決定通知後7日以内に、土地代金の10%に相当する額を、契約保証金として飯塚市に納入してください。
- (2) 土地売買契約書
- (3) 譲受人決定通知後14日以内に、飯塚市所定の土地売買契約書により契約を締結してください。

6 土地代金の納入について

契約保証金額を差し引いた土地代金を、土地売買契約の締結後、市の指定する日以内に納入してください。

7 その他

- (1) 住宅等建設に当たっては、福岡県産材の活用をご配慮下さい。
- (2) 社団法人福岡県宅地建物取引協会及び社団法人全日本不動産協会の会員である福岡県内の宅地取引業者によるあっせんの場合は、市有地のあっせんに関する協定書に定めるものとする。

申込・問合せ先 飯塚市役所 住宅政策課 事業係（本庁5F）
TEL 0948-22-5500（内線）1527
FAX 0948-22-6271